環境資源ギャラリー 可燃ごみ積替施設運転管理業務委託

発注仕様書

令和6年10月

掛川市・菊川市衛生施設組合

目 次

第1章 総則	• 1
第1節 事業概要	• 1
第2節 計画主要目	. 2
第3節 一般事項	• 4
第4節 運営業務条件	. 7
第 2 章 運営業務	. 8
第1節 業務実施体制	. 8
第2節 有資格者の配置	. 8
第3節 連絡体制	. 9
第3章 運転管理業務	10
第1節 本施設の運転管理業務	10
第2節 搬入受入・積替業務	10
第 4 章 維持管理業務	12
第1節 本施設の維持管理業務	12
第 2 節 保守管理	12
第3節 修繕工事	12
第4節 清掃	14
第 5 節 維持管理マニュアル	14
第5章 防災管理業務	15
第1節 本施設の防災管理業務	15
第2節 緊急時対応	15
第 6 章 情報管理業務	16
第1節 本施設の情報管理業務	16
第2節 運営体制	16
第3節 運営マニュアル	16
第4節 施設運転	16
第5節 保守管理	17
第6節 修繕工事	17
第7節 施設情報管理	17
第8節 業務完了報告	18
第9節 その他管理記録報告	18
第7章 管理費用範囲	19
第1節 支給・貸与物件等	19
第2節 運営事業者の費用負担	19
別紙 1 責任範囲	
別紙 2 業務範囲	21
資料 関連設備資料 (仕様・図面等)	

第1章 総則

本仕様書は、掛川市・菊川市衛生施設組合(以下「本組合」という。)が計画している可燃ごみ積替施設運転管理業務委託(以下「本業務」という)に適用する。

第1節 事業概要

1 一般事項

本組合は、令和12年4月の供用開始を目標に新たな廃棄物処理施設の整備事業を進めている。現在の焼却施設は、施設全体の老朽化が進行していることから、令和6年度末をもって稼働を停止し、令和7年度から新施設の供用開始までの間は、掛川市及び菊川市(以下「構成市」という。)から搬入される全てのごみを、近隣自治体及び民間事業者に全量外部搬出(処理委託)する計画である。

現在、本組合は、令和7年度からの可燃ごみ外部搬出の実施に向け、可燃ごみ積替施設(以下「本施設」という。)を整備しており、令和7年2月末に完成予定である。

本業務は、現在整備中の本施設において、5年間にわたり所定の性能を発揮しながら適切に運営維持管理を行い、搬入された可燃ごみの積替業務を行うものである。

2 業務名称

可燃ごみ積替施設運転管理業務委託

3 施設規模

可燃ごみ積替施設 120 t/日(可燃ごみ)

4 施設設置場所

環境資源ギャラリー(静岡県掛川市満水 2319)

5 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとする。

なお、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までは委託準備期間とし、令和7年4月1日から 令和12年3月31日までの5年間を本施設の運営期間とする。

6 積替対象物・積替方法

本業務における積替対象物は、構成市から搬入される可燃ごみである。

積替方法は、ごみピット内積替方式であり、本施設に搬入される可燃ごみを既設ピット内に貯留し、既設ごみクレーンを使用して、搬出車両へごみの積み込みを行う。なお、外部搬出先への運搬は本業務には含まない。

7 業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 防災管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) その他関連業務

第2節 計画主要目

- 1 処理能力
 - (1) 計画処理量(積替量) 可燃ごみ 100 t / 日程度
 - (2) 計画ごみ質

(処理対象ごみ・単位容積重量) 可燃ごみ・0.3 t/m³

- 2 積替コンテナ
 - (1) 積載重量 10 t
 - (2) 積載容量 30 m³
 - (3) 寸 法 (外寸) 長さ 6.2m、幅 2.47m、高さ 2.5m

(内寸) 長さ 5.6m、幅 2.3m、高さ 2.3m

- (4) 想定積載量 1 コンテナ 7 t 程度
- (5) 想定積替数 1日 14~15 コンテナ程度
- 3 搬出入車両
 - (1) 搬入車両
 - ① 委託収集車両 4 t パッカー車等
 - ② 一般搬入車両 軽ダンプ~4 t パッカー車、普通乗用車等
 - (2) 搬出車両 10 t 脱着装置付コンテナ車、フルトレーラー等
- 4 稼働時間及び稼働日
 - (1) 稼働時間 搬入及び搬出計画を勘案し、運営事業者が決定する。
 - (2) 搬入車両受入時間 月~金曜日 (祝日・年末年始は除く):9時~12時、13時~16時

第2 土曜日・第4日曜日:9時から11時30分

(3) 年間稼働日数 本組合の営業日カレンダーによる

公害防止基準

(1) 騒音基準値

敷地境界線において、定格運転時に以下の基準値以下とすること。

朝 · 夕 (6~8時、18~22時)

50dB 以下

昼間 (8~18時)

55dB 以下

夜間 (22~6時)

45dB 以下

(2) 振動基準値

敷地境界線において、定格運転時に以下の基準値以下とすること。

昼間(8~20時)

65dB 以下

夜間 (20~8時)

55dB 以下

(3) 悪臭基準値

敷地境界線において、以下の悪臭物質濃度以下とすること。

① アンモニア

2ppm

② 硫化水素

0.02ppm

③ メチルメルカプタン

0.002 ppm

④ 硫化メチル

0.01 ppm

⑤ 二硫化メチル

0.009 ppm

⑥ トリメチルアミン

0.02 ppm

0.05 ppm

(7) アセトアルデヒド

0.05 ppm

⑧ プロピオンアルデヒド

0.009 ppm

① イソブチルアルデヒド

0.02 ppm

① ノルマルバレルアルデヒド

9 ノルマルブチルアルデヒド

0.009 ppm

② イソバレルアルデヒド

0.003 ppm

③ イソブタノール

0.9 ppm

(14) 酢酸エチル

3 ppm 1 ppm

⑤ メチルイソブチルケトン ⑥ トルエン

10 ppm

① スチレン

0.4 ppm

18 キシレン

1 ppm

0.07 ppm

⑨ プロピオン酸

0.002 ppm

② ノルマル酪酸 ② ノルマル吉草酸

0.002 ppm

② イソ吉草酸

0.004 ppm

(4) 粉じん基準値

作業環境粉じん濃度 (プラットホーム) 2mg/m³以下

第3節 一般事項

1 本仕様書の遵守

運営事業者は、本仕様書に記載される要件について、 本運営期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。 主な関係法令は下記のとおりである。

- (1) 関係法令等
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・環境基本法
 - · 騒音規制法
 - · 振動規制法
 - ・悪臭防止法
 - · 大気汚染防止法
 - · 水質汚濁防止法
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法
 - · 土壤汚染対策法
 - ・消防法
 - 労働安全衛生法
 - 労働安全衛生規則
 - ・建設業法
 - ・その他関係法令、通達及び技術指針等
- (2) 協定・要綱・各種基準等
 - ・掛川市条例、菊川市条例
 - ・掛川市・菊川市衛生施設組合ごみ焼却施設操業に関する環境協定
 - ・その他関連要綱・各種基準等

3 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本運営期間中、構成市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

4 本組合及び官公署等の指導等

運営事業者は、本運営期間中、本組合及び官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

5 官公署等申請への協力

運営事業者は、本組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関して

は、運営事業者の責任と負担により行うこと。

6 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本組合に報告し、その指示に基づき対応すること。

7 本組合への報告及びモニタリング

- (1) 運営事業者は、本組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第6章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第5章 防災管理業務」に基づくこと。
- (3) 運営事業者は、本組合が実施する運営全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、モニタリングにおいて、本組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (4) 運営事業者は、本組合がモニタリング等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

8 本組合の検査等

運営事業者は、運営全般に対する本組合が実施する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本組合が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

9 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、 本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護 具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (6) 安全作業マニュアルは、作業状況等に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (7) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、 本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。

- (8) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施すること。
- (9) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (10) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (11) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

10 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、災害、車両、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- (3) 運営事業者は、台風、大雨、地震等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合 に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体 制を整備すること。なお、これらの体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に発注者に連絡し、本組合の参加についても協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。また、報告後速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

11 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

12 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険 に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本組合の承諾を得るこ と。

13 地域振興

本施設の運営にあたっては、本組合管内(掛川市・菊川市)の企業等を積極的に活用するとともに 物品の調達先についても本組合管内(掛川市・菊川市)から積極的に確保すること。また、地元住民 の雇用促進等により地域振興に貢献すること。

第4節 運営業務条件

1 運営

本業務は、次に示す図書に基づいて行うものとする。

- (1) 発注仕様書
- (2) 委託契約書
- (3) 事業提案書
- (4) その他本組合の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された提案図書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本仕様書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本仕様書に適合するよう改善しなければならない。

3 発注仕様書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本仕様書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本仕様書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引き渡すこと。本組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。

- (1) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、軽度な汚損・劣化 (通常の経年変化によるものを含む)を除く。
- (2) 内外装の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む)を除く。
- (3) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本組合と運営事業者の協議によるものとし、事業期間終了の1年前までに、事業期間終了後の本施設の取扱について、本組合と協議の上決定するものとする。

第2章 運営業務

第1節 業務実施体制

- 1 業務実施体制の整備
 - (1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
 - (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、防災管理業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
 - (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告すること。
 - (4) 運営事業者は、作業員に対して、定期的に安全衛生教育を実施すること。

2 責任者等の選任

- (1) 運営事業者は、業務を適正に履行する為に必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、統括責任者、副統括責任者及び班長(以下「責任者等」という。)を選任しなければならない。
- (2) 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務を全うすることが困難な場合は、新たに当該責任者等を選任しなければならない。

3 統括責任者等の資格等及び職務

- (1)総括責任者は、発注者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を 処理する。
- (2)総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 総括責任者は、施設の異常または故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4)総括責任者は、管理監督者としての経験を有する者又はそれと同等以上の知識、経験を有する者であること。
- (5) 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、業務総括責任者が事故または不在の時にはその職務を代理する。

4 業務従事者名簿の提出

運営事業者は業務従事者の役職(担当)、氏名、生年月日、住所、電話番号、保有資格を記載した業務従事者名簿と、資格者証の写しを本組合に提出すること。

第2節 有資格者の配置

運営事業者は、本業務を行うにあたり必要な有資格者を配置し、作業主任者、取り扱い責任者等を選任すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。

運営・維持管理必要資格 (参考)

資格の種類	主な業務内容		
ごみ処理施設技術管理者	廃棄物処理施設における技術的な管理		
	安全衛生に係る技術的事項の管理(労働安全衛生法第 12		
安全衛生推進者	条の2 常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業		
	場)		
大型自動車免許	10 t 脱着装置付コンテナ車によるコンテナの入替、移動等		
空り種歌事なるためが要され 来	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止		
第2種酸素欠乏危険作業主任者	する		
車両系建設機械運転技能講習 (整地·	コンテナ内の可燃ごみ均し作業		
運搬・積込み用及び掘削用)			
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督		
クレーン特別教育修了者	ごみクレーンの運転		

[※]業務内容については、関係法令を遵守すること。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告すること。

[※]その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理業務

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能を発揮し、搬入される可燃ごみを、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に受入、貯留、積替するとともに、本施設の運転管理業務を行うこと。

第2節 搬入受入·積替業務

1 搬入管理業務

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて誘導員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、本施設のプラットホームへ進入してきた直接搬入車を安全にダンピングボックス等へ誘導すること。
- (3) 運営事業者は、直接搬入者の処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (4) 運営事業者は、本組合が実施する展開検査(パッカー車等の中身の検査であり適宜実施)に協力すること。
- (5) 運営事業者は、搬出先の受入基準に定める処理不適物を受入しないものとする。本計画では、処理不適物は原則無いものとするが、これらを確認した場合は取り除き、搬入した者に持ち帰らせ、本組合に報告すること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない等の理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本組合と協議し決定すること。

2 可燃ごみ積替業務

- (1) 運営事業者は、積替作業時(架台乗り入れ、コンテナの移動作業等)は、搬入車両等の安全を確保するよう努めること。
- (2) 運営事業者は、ごみクレーンの運転するために必要な有資格者を配置し、積替業務を行うこと。

3 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された可燃ごみを適正に受入、貯留、 積替すること。
- (2) 運営事業者は、搬入された可燃ごみ中の処理困難物等の混入を監視し処理不適物が混入している場合は除去すること。除去した処理不適物の対応については、本組合と協議して決定すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを確認すること。

4 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本組合に報告すること。なお、この体制を変更す

る場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告すること。

5 用役の管理

運営事業者は、本組合が支給する用役について、善良なる管理者の注意を持って適正に管理し、使用 するとともに、効率的、経済的に使用すること。

6 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画受入・搬出量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、承諾された年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、年間運転計画を変更する場合は本組合の承諾を得ること。

7 運転計画記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ等を記録するとともに、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

8 その他

本施設に立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、本組合への助言等、 誠意を持って協力すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される可燃ごみを、関係法令、公害防止条件等を遵守し、効率的な受入、貯留、積替が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

- 1 保守管理計画書の作成
 - (1) 保守管理計画書は、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本施設の承諾を得ること。
 - (2) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性等を考慮し計画すること。
 - (3) 日常点検で異常や故障等が発生した場合は、運営事業者は臨時点検を実施し、速やかに本組合に報告すること。
- 2 保守管理の実施
 - (1) 運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。
- 3 保守管理計画書の報告
 - (1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。
 - (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水 準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

- (1) 補修工事計画書の作成
 - ① 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
 - ② 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本組合の承諾を得ること。
 - ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補 修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本組合の承諾を得ること。
 - ④ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

- ① 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。
- ③ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

- (1) 更新工事計画書の作成
 - ① 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
 - ② 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本組合の承諾を得ること。
 - ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本組合の承諾を得ること。
 - ④ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

- ① 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。
- ③ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。

3 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の 使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、本組合と協議の上、適宜、適切な保全工事を行うこと。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間をとおして本施設及び本施設に関連する施設を常に清掃し、清潔に保つこと。

第5節 維持管理マニュアル

運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準 化した維持管理マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。

運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本組合の 承諾を得ること。

第5章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 緊急時対応

1 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、 環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努 めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本組合 の承諾を得ること。

3 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

4 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

5 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故 時の運転管理記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成 し、本組合に提出すること。

第6章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本仕様書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏洩を防止する措置を講ずること。特に個人情報については流出が起こることのないように注意すること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について本誌の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本組合の承諾を得ること。

- (1) 安全衛生管理体制
- (2) 防災管理体制
- (3) 連絡体制
- (4) 施設警備·防犯体制
- (5) 運転管理体制
- (6) 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本組合の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本組合の承諾を得ること。

運営事業者は、本組合と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本組合の承諾 を得ること。

運営マニュアルには下記(1)~(4)のマニュアルに関する内容も含めること。

- (1) 運転管理マニュアル
- (2) 維持管理マニュアル
- (3) 緊急対応マニュアル
- (4) その他関連業務マニュアル

第4節 施設運転

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書及び月間運転計画書を作成し、本組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ搬入量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、本組合と協議の上決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- (1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本組合 へ提出すること。なお、保守管理計画及び保守管理結果にはコンテナや重機に関する内容も含めるも のとする。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第6節 修繕工事

1 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本組合へ提出すること。なお、補修工事計画書、年間補修工事計画書及び補修工事実施計画書にはコンテナや重機に関する内容も含めるものとする。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

2 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、 更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本組合へ 提出すること。なお、更新工事計画書、年間更新工事計画書及び更新工事実施計画書、更新工事結 果にはコンテナや重機に関する内容も含めるものとする。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

3 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。
- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第7節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本組合へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。
- (5) 本業務の各種記録、各種報告書などのデータについては、インターネットクラウド等を活用し安全 に保存すること。なお、その際はデータの漏洩等の対策を講じること。
- (6) 本業務の各種記録については適宜、本組合に電子データを提出すること。

第8節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第4節から第7節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本組合へ提出すること。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本組合と協議の上決定すること。

第9節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (2) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。
- (3) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第7章 管理費用範囲

第1節 支給・貸与物件等

運営事業者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は次のとおりとする。

- (1) 支給物件
 - ① 電気、ガス、水道
- (2) 貸与物件
 - ① 構内電話設備、拡声設備
 - ② 工作用機器
 - ③ 完成図書 (機器取扱説明書、操作説明書、機器図面など竣工図面)
 - ④ 保安規定
 - ⑤ その他発注者が必要と認めたもの
- (3) 施設等の使用

運転管理に必要な各室、作業員控室、仮眠室、更衣室、便所、浴室、洗濯室、詰所、駐車場等

- (4) 発注者は支給物件の使用状況について、必要に応じて運営事業者に報告を求めることができる。
- (5) 運営事業者はこれらの物件等を善良なる管理者の注意を持って適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。
- (6) 運営事業者はこれら物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、運営事業者の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

第2節 運営事業者の費用負担

次の費用、物件は運営事業者が負担する。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生等の人件費
- (2) 業務に従事するものに支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- (3) 業務に必要な重機・車両及び維持費、燃料費
- (4) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (5) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (6) 業務に必要な工具類 (ただし、現有の保守点検用具、備付工具は貸与する)
- (7) 準備期間中に行う運転情報の取得、運転技術の習得、試運転など準備に必要な経費
- (8) 業務に伴い発生する廃棄物の処理費用
- (9) 本組合が支給し、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

別紙1 責任範囲

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担	旦者
		委託者	受託者
経費の上昇	本組合の指示による業務内容変更及び著しい物価変動に	0	
	起因する経費の増大		
	上記以外の経費の増大		0
税制の変更	新たな税制度の変更	0	
住民対応	本件業務に関わる住民対応		0
	上記以外によるもの	0	
環境保全	運営事業者の責による事故・災害発生		0
	有害物質の排出・漏洩		0
	上記以外によるもの	0	
事故・災害	運営事業者の責による事故・災害の発生によるもの(再		0
	委託者による事故、施設破損)		
	上記以外によるもの	\circ	
不可抗力	災害・天災等による施設の破損等	0	
施設性能	運営事業者の責による本件業務の未達成		0
	上記以外及び不可抗力による本件業務未達成	\circ	
業務実施計画書記	運営事業者の責による不履行		\circ
載事項の履行	上記以外による不履行	\circ	
関連法規遵守	運営事業者の責による関連法規の基準超過		\circ
	上記以外によるもの	\circ	
第三者賠償	運営事業者の責によるもの		0
	上記以外によるもの	\circ	
委託中止・延期	運営事業者の責による委託中止		0
	上記以外によるもの	0	

※なお、業務委託期間中において、上記に記載されていない新たなリスクが発生した場合については、 本組合及び運営事業者の協議により負担者または負担割合を決定するものとする。

別紙2 業務範囲

(1) 車両の誘導

運営事業者にて配置した誘導員により、プラットホームに進入して来た搬入車両、積替車両を安全に 誘導する。

(2) 積替作業

ごみピット内に設置された架台(令和7年2月末に完成予定)上のコンテナへ、ごみクレーンを使用してごみピット内の可燃ごみを積み込む。

